

## 第4号様式

[施工体制確認型総合評価方式（簡易型）事後審査型]

# 入札説明書

与那原町一般競争入札公告第85号の「与那原町新庁舎建設工事（建築工事）」に係る総合評価方式に基づく落札者決定基準及び申請書等の作成方法については、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札説明書に記載のない事項については、与那原町総合評価方式の運用（案）を確認するか所管課に問い合わせること。

※自己評価型では、「申請書及び確認資料提出期限日」を「自己評価表提出日」と読み替えること。

※JVの場合の評価については、原則、代表者の実績等を評価する。

## 1 総合評価方式に係る落札者決定基準

### (1) 評価項目、評価基準及び得点配分

#### ア 工程管理について

評価細目	評価基準	評価
工程管理に係わる技術的所見	工程表、技術的所見が現場条件等を踏まえて適切である。	○
	工程表、技術的所見が現場条件等を踏まえて適切でない。	×

#### ◇ 工程管理に係わる技術的所見（別記様式4-1）

準備工から後片付けまでの全工程を記載し、技術的所見についても記載する。

#### ◇ 「×（不可）」と評価された場合、入札参加資格無しとする。

#### イ 施工計画について（加算点）

評価細目	評価基準	点数	配点
材料の品質管理に係わる技術的所見	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	20.0	/ (20.0)
	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	10.0	
	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえており適切	5.0	

#### （ア）材料の品質管理に係わる技術的所見

【公共施設長寿命化の観点からコンクリートの品質管理について】

#### ウ 企業の能力等について（加算点）

評価細目	評価基準	点数	配点
① 同一工種の施工実績	同一工種で、与那原町の実績あり※1	10.0	/ 10.0
	同一工種で、沖縄県、国又は県内市町村の実績あり※2、※3、※4	5.0	
② 同一工種の工事成績	80点以上	10.0	/ 10.0
	79点以上 80点未満	9.0	
	78点以上 79点未満	8.0	
	77点以上 78点未満	7.0	
	76点以上 77点未満	6.0	
	75点以上 76点未満	5.0	
	74点以上 75点未満	4.0	
	73点以上 74点未満	3.0	

	72点以上 73点未満	2.0	
	71点以上 72点未満	1.0	
	71点未満又は実績なし	0.0	
③ 優 良 建 設 業 者 表 彰	与那原町の表彰実績あり	7.0	/7.0
	県知事表、県土木建築部長、県農林水産部長、又は国（局長）の表彰実績あり※4	5.0	
	県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国（部長、事務所長等）※4	3.0	
	なし	0.0	
④ 登 録 基 幹 技 能 者 等 の 活 用	配置する	1.0	/1.0
	配置しない	0.0	
⑤ 与 那 原 町 内 で の 抱 点 の 有 無 ( 代 表 構 成 員 )	与那原町内に主たる営業所あり	2.0	/2.0
	与那原町内に従たる営業所あり	1.0	
	上記以外	0.0	
⑥ 与 那 原 町 内 で の 抱 点 の 有 無 ( そ の 他 構 成 員 I )	与那原町内に主たる営業所あり	3.0	/3.0
	与那原町内に従たる営業所あり	2.0	
	上記以外	0.0	
⑦ 与 那 原 町 内 で の 抱 点 の 有 無 ( そ の 他 構 成 員 II )	与那原町内に主たる営業所あり	3.0	/3.0
	与那原町内に従たる営業所あり	2.0	
	上記以外	0.0	
⑧ 与 那 原 町 内 で の 施 工 実 績	3件以上	4.0	/4.0
	1～2件	2.0	
	0件	0.0	
⑨ 町 内 企 業 の 下 請 活 用 等	町内企業下請比率： 30%以上	10.0	/10.0
	町内企業下請比率： 25%以上 30%未満	9.0	
	町内企業下請比率： 20%以上 25%未満	8.0	
	町内企業下請比率： 15%以上 20%未満	6.0	
	町内企業下請比率： 10%以上 15%未満	4.0	
	町内企業下請比率： 5%以上 10%未満	2.0	
	町内企業下請比率： 1%以上 5%未満	1.0	
	町内企業下請比率： 1%未満	0.0	
⑩ 地 域 支 援 活 动 の 実 績	町内での活動実績3回以上	3.0	/3.0
	町内での活動実績2回以下	2.0	
	活動実績なし	0.0	
⑪ 災 害 協 定 締 結 の 有 無	与那原町との災害協定締結あり（JV構成員の内3社全てが締結あり）	3.0	/3.0
	与那原町との災害協定締結あり（JV構成員の内2社が締結あり）	2.0	
	与那原町との災害協定締結あり（JV構成員の内1社が締結あり）	1.0	
	災害協定締結なし	0.0	
⑫ 地 域 内 雇 用 の 貢 献 度	与那原町在住者の雇用が有る： 5名以上	3.0	/3.0
	与那原町在住者の雇用が有る： 1名以上 5名未満	2.0	
	雇用なし	0.0	
⑬ 法 人 町 民 税 の 納 付 の 有 無	過去5ヶ年前から納付あり	1.0	/1.0
	申告無し	0.0	

※1 「与那原町」には、その他外郭団体を含む。

※2 「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人を含む。

※3 「県内市町村」には、その他外郭団体を含む。

※4 「国」は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事を評価対象とする。

#### (ア) 企業の施工実績：（別記様式2）

◇ 本工事と同一工種（建築工事一式工事）の施工実績を評価対象とする。

◇ 対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない過去10年度当初（平成21年4月1日）から本工事の申請書及び確認資料提出期限日までとする。

◇ 工事規模、施工管理方法に相違があるため、民間での施工実績は評価しない。

◇ JVの場合、代表者の施工実績を評価する。

(イ) 工事成績：（別記様式 7）

◇ 与那原町、沖縄県、国又は県内市町村が発注工事のうち、本工事と同一工種（建築一式工事）の工事成績の平均点を評価する。

◇ 当該年度（公告日の属する年度）を含まない直近の 10 年度間（平成21～30年度）に完成した工事の内 10 件を評価対象とする。

◇ 成績表の平均点は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位止めとする。

◇ JVの場合、代表者の工事成績を評価する。

(ウ) 優良建設業者表彰：（別記様式 2）

◇ 当該年度（公告日の属する年度）を含む 10 年度間（平成22～31年度）とし、本工事の申請書及び確認資料提出期限日までに受賞した表彰を対象とする。

◇ 表彰の対象部門は、（建築）とする。

◇ JVの場合、代表者の受賞実績を評価する。

(エ) 登録基幹技能者等の活用：（別記様式 6－1）

◇ 工事内容に適した職種の登録基幹技能者等を本工事に配置する場合に評価する。

◇ 種類（職種）、人数、日数等の指定要件（設定する場合）

(オ) 与那原町内での拠点の有無：（別記様式 1－2）

◇ 地域内における営業所の所在地（建設業許可を受けた住所）を評価対象とする。

◇ JVの場合、代表者とその他構成員それぞれの拠点を評価する。

(カ) 与那原町内での施工実績：（別記様式 5）

◇ 与那原町発注工事における完成・引渡しが完了した工事のうち、本工事と同一工種（建築一式工事）の施工実績を評価対象とする。

◇ 対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない過去 10 年度当初（平成21年4月1日）から本工事の申請書及び確認資料提出期限日までとする。

◇ 与那原町内で元請けとして施工した工事で、工事規模が 2 千 5 百万円以上の建築一式工事の中から、代表的な工事を最大 5 件記載する。

◇ JVの場合、代表者の町内での施工実績を評価する。

(キ) 町内企業の下請活用：（別記様式 6－1～2）

◇ 町内企業を下請に活用する比率（一次又は二次下請）を評価する。

※（町内企業とは、町内に主たる営業所、従たる営業所、本店、本社、支店、支社がある企業もしくは与那原町商工会会員、同商工会建設工業部会会員とする。）

◇ 町内企業への下請予定額には、資材調達額等（材料費、機械等のリース代など）を含めてもよい。

(ク) 地域支援活動の実績：（別記様式 9）

◇ 当該年度（公告日の属する年度）を含まない直近の 1 年度間の実績を評価対象とする。例）綱作り、藁搬入、クリーン清掃作業、独居老人宅訪問清掃など。

◇ JVの場合、代表者の地域支援活動の実績を評価する。

(ケ) 災害協定締結の有無：（別記様式 9）

◇ 与那原町との公共土木施設にかかる災害協定締結の有無を評価する。JV構成員3社の内、協定を締結している構成員数をもって評価する。

(コ) 地域内雇用の貢献度：（別記様式 6－3）

◇ 地域内雇用の貢献度について、与那原町在住者の雇用が有るかを評価する。

◇ JVの場合、代表者の地域内雇用の貢献度を評価する。

◇ 申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。尚、職種等は問わない。

(メ) 法人町民税の納付の有無：（別記様式 6－3）

◇ 与那原町への法人町民税の納付の有無をもって評価する。過去5ヶ年前から納付しているかが評価基準となる。

◇ JVの場合、代表者の法人町民税の納付の有無を評価する。

(シ) 与那原町商工会会員及び同商工会建設工業部会員の確認

◇ 確認については、商工会又は所管課へ問合せの上、確認すること。商工会会員及び同商工会建設工業部会員名簿の提供についても同様とする。

**エ 技術者の能力等について（加算点）**

評価細目	評価基準	点数	配点
⑭ 配置予定技術者の資格・年数	1級建築施工管理技士（5年以上）又は1級建築士（5年以上）	5.0	/5.0
	1級建築施工管理技士（3年以上5年未満）又は1級建築士（3年以上5年未満）	3.0	
	1級建築施工管理技士（3年未満）又は1級建築士（3年未満）	0.0	
⑮ 同一工種の施工経験	役職経験有り・同一工種で、与那原町、沖縄県又は国の実績あり※1、※2	5.0	/5.0
	役職経験無し・同一工種で、与那原町、沖縄県又は国の実績あり※1、※2	3.0	
	役職経験有り・同一工種で、県内市町村の実績あり※3		
	同一工種で、その他の実績あり	1.0	
⑯ 優良技術者表彰	実績なし	0.0	
	現在の企業での県知事表彰の実績あり	5.0	/5.0
	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、又は国（局長）の表彰実績あり※4	3.0	
	現在の企業での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり※4	1.5	
	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり	2.5	
	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、又は国（局長）の表彰実績あり※4	1.5	
⑰ 継続教育（CPD）単位取得状況	現在の企業以外での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり※4	0.5	/5.0
	なし	0.0	
	なし	0.0	
⑱ 推奨単位	推奨単位以上	5.0	/5.0
	推奨単位の5割以上 推奨単位未満	3.0	
	推奨単位の5割未満	0.0	

※1 「与那原町」には、その他外郭団体を含む。

※2 「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人を含む。

※3 「県内市町村」には、その他外郭団体を含む。

※4 「国」は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事を評価対象とする。

**(ア) 配置予定技術者の資格・年数：（別記様式3）**

- ◇ 本工事の申請書及び確認資料提出期限日時点での資格保有年数を評価する。
- ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
- ◇ JVの構成員の配置予定技術者については、別記様式3-1を提出すること。

**(イ) 同一工種の施工経験：（別記様式3）**

- ◇ 本工事と同一工種（建築一式工事）の施工経験を対象とする。
- ◇ 対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない過去10年度当初（平成21年4月1日）から本工事の申請書及び確認資料提出期限日までとする。
- ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
- ◇ JVの構成員の配置予定技術者については、別記様式3-1を提出すること。

**(ウ) 優良技術者表彰：（別記様式3）**

- ◇ 当該年度（公告日の属する年度）を含む3年度間（平成29～31年度）とし、本工事の申請書及び確認資料提出期限日までに受賞した表彰を対象とする。
- ◇ 表彰の対象部門は、（建築）とする。
- ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。

(イ) 継続教育（C P D）単位取得状況：（別記様式3）

◇ 本工事の申請書及び確認資料提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況で評価する。

◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。

(2) 施工体制の確認

ア 審査

原則、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、失格基準価格以上低入札調査基準価格未満で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）については、証明資料による審査に加え、施工体制確認のための審査もあわせて行う。当該審査では、入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、低価格入札者がどのように適切な施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかについて確認する。

失格基準価格未満の入札で入札を行った者については、契約内容に適合した履行が行われないと判断し審査は行わず、失格とする。

なお、審査（評価）方法については、本説明書及び所管課へ問い合わせること。

イ 低入札調査基準価格及び失格基準価格の算出方法

(ア) 低入札調査基準価格

$$= (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 70\%)$$

上記の式により算出した額が予定価格の10分の7に満たない場合の低入札調査基準価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。ただし、合計額に「0. 995」から「1. 005」の範囲内でランダム係数を乗じることができる。

(イ) 失格基準価格

$$= (\text{直接工事費} \times 90\% + \text{共通仮設費} \times 80\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 30\%)$$

(3) 評価内容の担保（ペナルティー）

材料の品質管理（別記様式4－4）に対する技術的所見に記載された内容を履行することについては、契約書に記載するものとする。

受注者の責により評価された内容が履行できなかった場合、未実施の評価細目毎に工事成績評定点の減点措置を行う。

なお、減点措置の取扱いについては、本説明書及び与那原町総合評価方式の運用（案）を参照すること。

	評価細目	減点措置
施工計画	材料の品質管理に関する事項	1項目×-3点 (1つの評価細目に つき最大-15点)
能企力業等の	登録基幹技能者等に関する事項	-1点
	町内企業の下請活用に関する事項	-10点

---

## 2 申請書、確認資料及び証明資料の作成方法

※自己評価型の場合、「申請書、確認資料及び証明資料」は、開札後、発注機関から提出を求められた場合のみ提出すること。

---

- (1) 申請書は、「別記様式1-1」及び「別記様式1-2」により作成すること。  
JV発注工事の場合は、「別記様式1-3」もあわせて作成すること。
- (2) 申請書及び確認資料を提出する場合は、「別記様式1-1」を先頭に各書類にページを付すこと。
- (3) 申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）は、開札後、発注機関から提出を求められた場合にのみ提出すること。その際、「別記様式10」を表紙とし、資料目次を記入して提出すること。
- (4) 証明資料は他様式と重複する場合でも添付を省略せず、各様式毎に提出することを原則とするが、「別記様式10付表」を添付することにより重複する証明資料の提出を省略できる。
- (5) 当該年度内に同一工種に係る工事入札において、既に証明資料を提出している場合、「別記様式10-2」を添付することにより重複する証明資料の提出を省略できる。
- (6) 「別記様式10付表」又は「別記様式10-2」の添付がなく重複する証明資料が省略されている場合、該当する評価項目が減点されることがある。
- (7) 確認資料は「別記様式2」から「別記様式9」の中から、必要に応じて作成すること。